

2022年8月31日付け諮問第11号  
「放送法改正等に伴う日本放送協会放送受信規約  
の一部変更について」

---

答申

2022年10月5日  
NHK受信料制度等検討委員会

※ 本答申は、特に注記がない場合、2022年10月5日時点の事実に基づく。

## 諮問第11号

### 「放送法改正等に伴う日本放送協会放送受信規約の一部変更について」答申

NHK受信料制度等検討委員会では、NHKから示された日本放送協会放送受信規約の一部変更<sup>1</sup>について、2022年8月、NHK会長より諮問を受け、検討した。

#### ●放送法改正等に伴う日本放送協会放送受信規約の一部変更について

2022年6月に「受信契約の締結義務の履行遅滞に係る割増金に関する制度の整備」を含む改正放送法が公布され、9か月以内に施行される予定である。あわせて、総務省令（放送法施行規則）の改正が予定されている。

こうした改正等に対応するため、以下の日本放送協会放送受信規約の一部変更を行うことについて、現行の受信料制度との整合性や受信料の負担の公平性、視聴者・国民の理解等の観点から、妥当性について見解を求める。

#### 日本放送協会放送受信規約の一部変更について見解を求める事項

##### 1 改正放送法に基づく割増金の請求に関連して規定する内容

改正放送法第64条第3項第4号に定める割増金の請求に関連して新たに規定する受信契約の申込み期限や割増金の対象となる不正等の規定内容の妥当性について、見解を求める。

- (1) 割増金の対象となる「正当な理由がなく第二号に規定する期限までに受信契約の申込みをしなかつた場合」について、新たに受信契約の申込みをする必要がある場合、および料額が高い契約種別への変更をする受信契約の申込みをする必要がある場合の期限を、「受信機の設置の月の翌々月の末日まで」とすることの妥当性
- (2) 割増金の対象となる「不正な手段により受信料の支払いを免れたとき」について、不正な手段として以下の3点を規定することの妥当性
  - ・放送受信契約の解約の届け出の内容に虚偽があったとき
  - ・放送受信料免除の申請書記載の内容に虚偽があったとき
  - ・その他放送受信料の支払いについて不正があったとき
- (3) 改正放送法第64条第3項第4号に定める割増金の水準を、改正総務省令（案）に規定される上限である2倍とすることの妥当性
- (4) 割増金および延滞利息については、個別事情を総合勘案して運用できるよう、「請求することができる」と規定することの妥当性
- (5) 受信規約の変更の施行より前に受信機を設置している者の割増金の請求について、施行以降の期間のみ割増金の対象とすることを明らかにする規定を設けることの妥当性

<対象条項：第3条、第12条、第12条の2、付則>

<sup>1</sup> NHKから、変更案は、日本放送協会放送受信規約の総務大臣認可など、所要の手続きを経て決定して実施するものであるとの説明があった。

## 2 改正総務省令（案）に基づいて規定する内容\*

改正総務省令（案）に基づいて規定する以下の規定内容の妥当性について、見解を求める。

- (1) 改正総務省令（案）第23条第2号「法第六十四条第一項ただし書に規定する受信契約を締結する必要がない場合に関する事項」に基づく規定として、「住居に受信機を設置した場合において、当該住居に設置された他の受信機について、受信機の設置者と同一の世帯に属する他の者が放送受信契約を締結しているときは、受信機の設置者は放送受信契約の締結をする必要がないものとする」ことを定めることの妥当性
- (2) 改正総務省令（案）第23条第3号「受信契約又は受信契約の変更契約の成立時期に関する事項」に基づく規定として、「受信機の設置者とNHKの双方の意思表示の合致の日に成立する」ことを定めることの妥当性

<対象条項：第2条、第4条、第5条>

\* 規定する内容は改正総務省令（案）に基づいたものであり、今後変更があった場合には諮問内容を修正する可能性がある。<sup>2</sup>

---

<sup>2</sup> 放送法の改正（2022年6月10日公布）に伴い、「放送法施行規則の一部を改正する省令」が9月30日に公布された（10月1日施行）。NHKから、諮問の前提とした改正省令（案）の内容からの変更はない旨の説明があった。

## 1 改正放送法に基づく割増金の請求に関連して規定する内容

改正放送法第64条第3項第4号に定める割増金の請求に関連して新たに規定する受信契約の申込み期限や割増金の対象となる不正等の規定内容の妥当性について、見解を求めらる。

＜対象条項：第3条、第12条、第12条の2、付則＞

### ＜割増金についての基本的な考え方＞

本諮問は、改正放送法において割増金に関する規定が設けられたことを受けて、日本放送協会放送受信規約（以下、「受信規約」という。）に規定する内容の妥当性を確認するものである。

改正放送法第64条第3項<sup>3</sup>では、協会が割増金を徴収することができる場合として「不正な手段により受信料の支払を免れた場合」と「正当な理由がなくて第二号に規定する期限までに受信契約の申込みをしなかった場合」を受信規約に定め、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならないことを規定している。

同法案の国会審議において総務大臣は、「正当な理由がなくて第二号に規定する期限までに受信契約の申込みをしなかった場合」の割増金について、「NHKの放送を受信できる受信設備を設置した方とNHKとの契約が促され、受信料の公平な負担が実現されること」を期待した制度であると答弁<sup>4</sup>している。また、NHKは国会審議において、「NHKの価値や存在を理解していただき、納得して契約していただくことを基本としたうえで、それでも契約をいただけない場合にのみ割増金を請求していく方針としている」などと答弁<sup>5</sup>している。

<sup>3</sup> 改正放送法第64条第3項の条文

3 協会は、受信契約の条項については、次に掲げる事項を定め、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 受信契約の単位に関する事項

二 受信契約の申込みの方法及び期限に関する事項（特定受信設備の設置の日その他の当該申込みの際に協会に対し通知すべき事項を含む。）

三 受信料の支払の時期及び方法に関する事項

四 次に掲げる場合において協会が徴収することができる受信料の額及び割増金の額その他当該受信料及び当該割増金の徴収に関する事項

イ 不正な手段により受信料の支払を免れた場合

ロ 正当な理由がなくて第二号に規定する期限までに受信契約の申込みをしなかった場合

五 その他総務省令で定める事項

<sup>4</sup> 第208回国会参議院総務委員会（令和4年6月2日） 金子総務大臣答弁（抜粋）

現行の放送法においてはNHKが徴収する割増金の明確な規定がないため、この制度を法律に規定することでその位置付けが一層明確になるものと考えております。これにより、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した方とNHKとの契約が促され、受信料の公平な負担が実現されることを期待しております。なお、本法案お認めいただいた場合においても、引き続きNHKが国民・視聴者の皆様に丁寧な説明を行い、十分な理解をいただいた上で受信契約を結んでいただくことが重要と考えております。

<sup>5</sup> 第208回国会参議院総務委員会（令和4年6月2日） NHK正籙副会長答弁（抜粋）

割増金の運用に当たりましては、総務省の有識者会議におきましても慎重な対応をすべきと指摘されているところでありまして、NHKとしては、視聴者の皆様への丁寧な説明に基づいて適切に運用してまいりたいと考えております。受信契約の締結におきましては、NHKの価値ですとか存在を理解していただいで納得して契約していただくことを基本としていまして、割増金が導入されたとしても、この方針に変わりはありません。

さらに同法案に対する国会の附帯決議では「協会は、受信契約の締結に応じない者を対象とする割増金制度について、まず受信契約についての理解を得るため最大限努力し、真にやむを得ない場合にのみ割増金の徴収を行うこと」とされている。

割増金は、改正放送法や総務大臣の認可を受けた受信規約に基づき請求するものであり、公平負担の徹底に一定の効果が期待できると考えられる。一方で、NHKが方針としているように、受信料制度が視聴者・国民の理解や納得によって支えられていくべきものであることには変わりはなく、割増金は丁寧な説明に基づき適切に運用されなければならない。

受信規約の変更にあたっては、NHKの方針や規定する内容について、しっかりと周知・説明していくことが必要である。

以下(1)～(5)の諮問事項について個別に検討するが、いずれも現在NHKが示している割増金の運用に関する方針を前提としている。

- (1) 割増金の対象となる「正当な理由がなく第二号に規定する期限までに受信契約の申込みをしなかった場合」について、新たに受信契約の申込みをする必要がある場合、および料額が高い契約種別への変更をする受信契約の申込みをする必要がある場合の期限を、「受信機の設置の月の翌々月の末日まで」とすることの妥当性

#### <見解>

受信契約の申込みの期限を「受信機の設置の月の翌々月の末日まで」とすることについては、妥当性があると考えられる。

#### <考え方>

改正放送法第64条第3項第2号に、受信規約に受信契約の申込み期限に関する事項を定めることが、新たに規定された。この期限を過ぎても申込みがなかった場合に、改正放送法第64条第3項第4号に基づき割増金を請求することができる法律の構成となっている。

この構成に基づき受信規約の変更にあたっては、受信規約第3条に受信契約の申込み期限を「受信機の設置の月の翌々月の末日まで」と規定したうえで、第12条に新たに申込み期限を過ぎても申込みがなかった場合の割増金の請求に関する規定を設けて、割増金を請求することができるようにすることがNHKにおいて検討されている。

受信契約の申込みの期限の妥当性について、視聴者・国民の理解や現行受信料制度との整合性等の観点から検討した。期限を「受信機の設置の月の翌々月の末日まで」とすることについては、受信機設置者が受信機の設置から2～3か月以内に契約の申込みを行うことは十分に可能であり、理解が得られるものと考えられる。また、現行受信規約第3条第1項において「遅滞なく」と規定されていることとの整合性もあると考えられる。さらに、NHKが受信機の設置を確認できた場合に、2～3か月の期間があれば、NHKから受信機設置者に受信契約の申込みを促す等の必要なご案内を実施することも可能と考えられる。そのため、受信契約の申込み期限を「受信機の設置の月の翌々月の末日まで」としたうえで、期限を過ぎても申込みがなかった場合に割増金を請求できると規定することについては、妥当性があると考えられる。

また、料額が高い契約種別への変更をする受信契約の申込みをする必要がある場合について、新たに受信契約の申込みをする必要がある場合と同じ期限とすることがNHKにおいて検討されている。この点についても、新たに受信契約の申込みをする場合と同様の考え方に基づいて期限を「受信機の設置の月の翌々月の末日まで」とすることについては、妥当性があると考えられる。

- (2) 割増金の対象となる「不正な手段により受信料の支払いを免れたとき」について、不正な手段として以下の3点を規定することの妥当性
- ・放送受信契約の解約の届け出の内容に虚偽があったとき
  - ・放送受信料免除の申請書記載の内容に虚偽があったとき
  - ・その他放送受信料の支払いについて不正があったとき

#### <見解>

割増金の対象となる「不正な手段により受信料の支払いを免れたとき」の規定内容については、妥当性があると考えられる。

#### <考え方>

「不正な手段により受信料の支払を免れた場合」と「正当な理由がなく第二号に規定する期限までに受信契約の申込みをしなかつた場合」に割増金の対象となることが、改正放送法第64条第3項第4号に規定された。

受信料の負担の公平性の観点から、「不正な手段により受信料の支払を免れた場合」の割増金については、受信規約第12条第1項に「解約」および「免除」の届け出において虚偽があった場合に割増金の対象とすること、「解約」と「免除」以外のその他放送受信料の支払いについて不正があったときについては包括条項により割増金の対象とすることが、NHKにおいて検討されている。

不正の具体事例として挙げられている「解約」と「免除」については、いずれも虚偽の届け出・申請により、自らに債務がないとNHKに誤認させる悪質性が高いものであり、不正の程度が重いと考えられる。NHKは、割増金を真にやむを得ない場合に限りて請求する方針であることから、不正の具体事例を悪質性の高いものに絞って規定し、その他の不正について包括条項を設けて割増金の対象とすることは、妥当性があると考えられる。なお、包括条項により割増金の対象とする場合は、その事例が「解約」や「免除」の虚偽の届け出・申請と同等程度もしくはそれ以上に不正の程度が重い場合に限定されると考えられる。

また、諮問に直接に含まれてはいないが、諮問の趣旨は割増金が課され得る場合を明確化するために受信規約において規定すべき内容を問うものと解されるどころ、受信契約の申込み期限を過ぎても申込みがなかった場合に対象となる割増金は、改正放送法第64条第3項第4号に基づき「正当な理由がなく」受信契約の申込み期限を過ぎても申込みがなかった場合に対象となるものであることから、どのような「正当な理由がある」場合に適用対象外になるのかを規定することの是非についても検討を行った。正当な理由は、受信機設置者の個別の事情に基づき判断していくものであり、あらかじめ個別の事例を想定したうえで代表

的事例を選択して受信規約に規定するのは困難であることから、受信規約に具体的に規定する必要はないものと考えられる。ただし、受信機設置者に正当な理由に該当する事由がある場合に、受信機設置者において適切に対応ができるように、受信契約に関するNHKのウェブサイト等で参考として正当な理由に該当する事例を紹介するなどの対応をしていくことが必要である。

(3) 改正放送法第64条第3項第4号に定める割増金の水準を、改正総務省令(案)に規定される上限である2倍とすることの妥当性

#### <見解>

割増金の水準を、改正総務省令(案)に規定される上限である2倍とすることについては、妥当性があると考えられる。

#### <考え方>

割増金の水準を改正総務省令(案)で定める上限である所定の受信料の2倍に相当する額としたうえで、所定の放送受信料に加えて割増金を請求することがNHKにおいて検討されている。

割増金の水準については、国内類似法制度とのバランスや社会的常識に照らした妥当性の観点から検討した。

国内類似法制度には鉄道営業法における「割増賃金」など<sup>6</sup>があり、支払うべき金額に加えてその2倍に相当する額を請求することとなっている。その他にも電気供給約款等において割増金は同様の水準となっていることから、割増金の水準を2倍とすることは妥当と考えられる。

また、社会的常識に照らして妥当な水準であるかという観点では、割増金の対象となる悪質性の高い不正行為があった場合や受信契約の申込み期限を過ぎても契約の申込みがなかった場合に対象となることを具体的に規定することで適用対象を予見可能としていることや、公平負担の徹底を図るための措置として必要性が高いことから、視聴者・国民の理解が得られるものと考えられる。

---

<sup>6</sup> 鉄道営業法第18条2項・鉄道運輸規程第19条

(鉄道営業法第18条2項)

有効ノ乗車券ヲ所持セス又ハ乗車券ノ検査ヲ拒ミ又ハ取集ノ際之ヲ渡ササル者ハ鉄道運輸規程ノ定ムル所ニ依リ割増賃金ヲ支払フヘシ

(鉄道運輸規程第19条)

有効ノ乗車券ヲ所持セズシテ乗車シ又ハ乗車券ノ検査ヲ拒ミ若ハ取集ノ際之ヲ渡サザル者ニ対シ鉄道ハ其ノ旅客ガ乗車シタル区間ニ対スル相当運賃及其ノ二倍以内ノ増運賃ヲ請求スルコトヲ得

駐車場法第6条第3項

3 路上駐車場管理者は、条例で定めるところにより、不法に第1項の駐車料金を免かれた者から、その免かれた額のほか、その免かれた額の2倍に相当する額を割増金として徴収することができる。



(4) 割増金および延滞利息については、個別事情を総合勘案して運用できるよう、「請求することができる」と規定することの妥当性

<見解>

割増金および延滞利息について、「請求することができる」と規定することについては、妥当性があると考えられる。

<考え方>

割増金について、事由に該当する場合に一律に請求するのではなく、「請求することができる」と規定して、個別事情を総合勘案のうえ必要に応じて請求する運用とすることについては、先に示した「割増金についての基本的な考え方」に沿ったものであり、妥当性があると考えられる。

また、延滞利息については、割増金と同様に「請求することができる」と規定し、事情により請求しない場合があることを明確にすることについては、視聴者・国民の理解の観点からも、妥当性があると考えられる。

(5) 受信規約の変更の施行より前に受信機を設置している者の割増金の請求について、施行以降の期間のみ割増金の対象とすることを明らかにする規定を設けることの妥当性

<見解>

受信規約の変更の施行より前に受信機を設置している者の割増金について、施行以降の期間のみ割増金の対象とすることを明らかにする規定を設けることについては、妥当性があると考えられる。

<考え方>

受信規約の変更の施行より前に受信機を設置している者についても、施行以降の期間を割増金の対象とすることは適切と考えられるため、そのことを明らかにする規定を設けることについては、妥当性があると考えられる。

また、新たに受信契約の申込みをする必要がある場合および料額が高い契約種別への変更をする受信契約の申込みをする必要がある場合の申込み期限について、新たに受信機を設置する者と同様の期限として、受信規約の変更の「施行の翌々月末日まで」とする経過規定を設けることも考えられる。加えて、受信規約の変更の施行より前に受信機を設置している者に対しては、経過規定の期限を過ぎても申込みがなかった場合に割増金の対象となる可能性があることなどについて、適切な周知を行うことが望ましい。

## 2 改正総務省令（案）に基づいて規定する内容

改正総務省令（案）に基づいて規定する内容の妥当性について、見解を求める。

<対象条項：第2条、第4条、第5条>

(1) 改正総務省令（案）第23条第2号「法第六十四条第一項ただし書に規定する受信契約を締結する必要がない場合に関する事項」に基づく規定として、「住居に受信機を設置した場合において、当該住居に設置された他の受信機について、受信機の設置者と同一の世帯に属する他の者が放送受信契約を締結しているときは、受信機の設置者は放送受信契約の締結をする必要がないものとする」ことを定めることの妥当性

<見解>

受信契約を締結する必要がない場合の規定については現行受信規約第2条第5項ですでに存在すると考えられる。改正放送法第64条第1項<sup>7</sup>のただし書きと同一の内容をあらためて受信規約に規定することは考え得るが、放送法の条文は現行受信規約の規定と表現の仕方が異なるので、整合性に留意して、慎重に検討する必要がある。

<考え方>

現行受信規約第2条第5項は、「同一の世帯に属する1の住居または住居以外の同一の場所に2以上の受信機が設置される場合においては、その数にかかわらず、1の放送受信契約とする」と規定しており、受信契約の締結をする必要がない場合の規定はすでに存在すると考えられる。

本諮問に係る受信規約の変更は、改正総務省令（案）を踏まえて所定の記載事項を整備することを目的とするものであり、内容の変更を企図するものではないとすれば、現行の規定との整合性に特に留意すべきである。

改正放送法第64条第1項のただし書きと同一の内容をあらためて受信規約に規定することは考え得るが、放送法の条文は現行受信規約の規定と表現の仕方が異なるので、整合性に留意して、慎重に検討する必要がある。

なお、現行受信規約第2条第5項は、受信契約の単位が異なる「住居」と「事業所等住居

<sup>7</sup> 改正放送法第64条第1項の条文

第六十四条 協会の放送を受信することのできる受信設備（次に掲げるものを除く。以下この項及び第三項第二号において「特定受信設備」という。）を設置した者は、同項の認可を受けた受信契約（協会の放送の受信についての契約をいう。以下この条及び第七十条第四項において同じ。）の条項（以下この項において「認可契約条項」という。）で定めるところにより、協会と受信契約を締結しなければならない。ただし、特定受信設備を住居（住居とみなされる場所として認可契約条項で定める場所を含む。）に設置した場合において当該住居に設置された他の特定受信設備について当該住居及び生計を共にする他の者がこの項本文の規定により受信契約を締結しているとき、その他この項本文の規定による受信契約の締結をする必要がない場合として認可契約条項で定める場合は、この限りでない。

一 放送の受信を目的としない受信設備

二 ラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第二百二十六条第一項において同じ。）又は多重放送に限り受信することのできる受信設備

以外」の両方について「契約を締結する必要がない場合」を規定したものであるが、視聴者にとってわかりづらいと考えられるため、第5項を「住居」と「事業所等住居以外」の場合に明確に分けて規定し直すことも考えられる。

(2) 改正総務省令(案)第23条第3号「受信契約又は受信契約の変更契約の成立時期に関する事項」に基づく規定として、「受信機の設置者とNHKの双方の意思表示の合致の日に成立する」ことを定めることの妥当性

#### <見解>

改正総務省令(案)第23条第3号「受信契約又は受信契約の変更契約の成立時期に関する事項」に基づく規定として、「受信機の設置者とNHKの双方の意思表示の合致の日に成立する」ことを定めることについては、妥当性があると考えられる。

#### <考え方>

2017年の最高裁大法廷判決では「受信契約の成立には双方の意思表示の合致が必要」とされており、NHKの実務は判決と齟齬のないかたちで運用されている。現行制度との整合性の観点から、特段の事情がない限り現在の運用に沿った規定とすべきであり、NHKにおいて検討している「受信機の設置者とNHKの双方の意思表示の合致の日に成立する」と規定することについては、妥当性があると考えられる。

また、改正総務省令(案)第23条第3号では「変更契約」の成立時期についても規定することが求められていることから、受信契約の種別の変更についても新たに受信契約を締結する場合と同様に取り扱うことなど、あわせて検討することが必要と考えられる。

(委員名簿)

## NHK受信料制度等検討委員会 委員名簿

(五十音順)

### 【委員】

- ◎ あんどう ひでよし  
安藤 英義 一橋大学名誉教授・専修大学名誉教授（会計学）
- すずき ひでみ  
鈴木 秀美 慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授（憲法）
- やまうち ひろたか  
山内 弘隆 一橋大学名誉教授（経済学）
- やまのめ あきお  
山野目 章夫 早稲田大学大学院法務研究科教授（民法）
- やまもと りゅうじ  
山本 隆司 東京大学大学院法学政治学研究科教授（行政法）

### 【オブザーバー】

- ひらまつ たけみ  
平松 剛実 弁護士

◎座長、○座長職務代行